

議案次第

1.21

号

三朝町公舎使用料條例を次のように定
める

昭和二十九年十二月十七日提出

三朝町長

坂出雅巳



三朝町議会議長

天野廉



昭和二十九年十二月十七日議決 原案可決

東伯郡三朝町議會議長 天野廉



三朝町公舎使用料條例

第一條

三朝町公舎（以下「公舎」という）の使用についてはこの條例の定めるところにより使用料を徴収する。

第二條

公舎使用料は月額 円とする。

第三條

公舎使用料は町長が發行する納額告知書により毎翌月五日までに収入役に納付しをけられはならない。

第四條

この條例の施行に關し必要な事項は規則で定める。

附則

この條例は公布の日から施行し昭和二十九年十月一日より適用する。